

## 長岡市・与板町合併協議会の会議の運営に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長岡市・与板町合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第4項の規定に基づき、長岡市・与板町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 協議会の会議（以下「会議」とする。）は、公開とする。ただし、協議会の委員（以下「委員」という。）の3分の2以上の賛成により、非公開とすることができる。

2 会議の運営に関しては、公平及び公正な協議の推進に努めるものとする。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行する。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

（オブザーバーの参加）

第6条 議長は、委員以外の者であっても、オブザーバーとして会議に参加させることができる。

2 オブザーバーは、中之島町、越路町、三島町、山古志村及び小国町の代表者とする。

3 オブザーバーは、表決に加わることができない。

4 オブザーバーの発言に関する取決めについては、次のとおりとする。

(1) 議長に発言を求められた場合は、意見を述べることができる。

(2) オブザーバーが自ら発言を希望する場合は、あらかじめその旨を議長に通告し、許可があった場合は、発言することができる。

(3) オブザーバーの発言については、協議会における参考意見を述べるものであって、議事に加わるものではない。

(4) オブザーバーからの質問を含んだ意見の取扱いについては、議長の決定によるものとする。

(傍聴)

第7条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項については、議長が別に定める。

(会議録)

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 非公開とした会議の会議録は、前項の規定にかかわらず公開しないものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月26日から施行する。